

検討事項 1 2 (補足)

[総則的事項 ADRの手続の定義]

[論点]

ADRの手続の定義(類型化)については、これまでの検討を踏まえ、以下のような考え方によって、別紙のとおり整理して今後の検討を進め、通則法的規定や促進法的規定の検討段階で必要が生じた場合には、更なる類型化を検討することでよい。

1. 手続の定義設定の意義・目的 (「検討事項1-2」の再掲)

裁判外の紛争解決手続は、当事者の合意によりその手続進行が決められるもので、もともと非定型的である。したがって、ADR法を制定する場合には、ある手続が、ADR法の適用対象か否か、通則法的規定や促進法的規定の適用対象か否かについて、できる限り客観的に判断し得るよう、手続上の諸要素により類型化し、定義として規定しておく必要がある。

2. 手続の定義(類型化)の考え方

(1) いわゆる紛争解決手続と相談(苦情処理)手続の区別のメルクマール

当事者以外の第三者の関与形態について、一方当事者のみと接触する手続は、紛争解決手続とは区別し、相談(苦情処理)と定義。

当事者以外の第三者の関与形態について、両当事者と接触する手続(他方当事者の手続参加の合意が得られているか否かは問わない。)は、基本的に紛争解決手続と観念するが、手続の開始時点における第三者の関与目的が単なる主張の取次ぎにとどまるものは、相談(苦情処理)と定義する。

(2) いわゆる裁断型といわゆる調整型の区別のメルクマール

手続の開始時点における第三者の関与目的が、受諾義務のある第三者の判断の提示による紛争の解決にあるものについては裁断型手続と、当事者の互譲による紛争解決のための合意形成の促進にあるもの(受諾義務のない第三者の判断の提示を行う場合を含む。)については調整型手続と区分する。

ア いわゆる裁断型手続の細分化

第三者の提示する判断に関する当事者の受諾義務(受諾義務があるとは、当事者が、法律上又は契約上、判断に異議を述べることが許されない(仲裁のように、判断に従うことが当然の前提となっているものを含む。))ことをいうものとす

る。)について、両当事者に受諾義務があるものと一方当事者のみに受諾義務があるものに区分した上、前者については、さらに、仲裁法規定の適用を受けるか否かで区分する。

イ いわゆる調整型手続の細分化

合意形成を促進する手段について、第三者の判断の提示のみによるか否かで区分した上、後者については、さらに、合意成立が見込まれない場合であっても、第三者の主導により判断を提示することとされているか否かで区分する。

(注)「判断の受諾義務」という概念は多義的であり、法律上、判断が既判力を有することとなったり、契約上、不起訴の合意が成立するという意味で使用される(「判断の拘束性」を意味する。)場合等もあるが、ここでは、文中のような意味で用いることとする。

3. 具体的な類型

上記2による具体的な類型(フローチャート)は別紙のとおり。

なお、別紙の8類型によることとした場合、各々の類型に該当する具体的手続を例示すると、以下のとおりである(各々の例にあっても個別に見た場合には、他の類型に該当する場合もありうる。)

(1) 裁断型紛争解決手続

- A 仲裁・・・建設工事紛争審査会の行う仲裁
- B 裁定・・・鑑定仲裁
- C 裁定・・・交通事故紛争処理センターの行う審査

(2) 調整型紛争解決手続

- D 裁定・・・早期中立評価
- E 調停・・・民事調停、公害等調整委員会の行う調停、ミニ・トライアル
- F あっせん・・・弁護士会仲裁センターの行う和解あっせん

(3) 相談(苦情処理)手続

- G 相談(苦情処理)・・・当事者間で主張の取次ぎを行う相談等
- H 相談(苦情処理)・・・第三者が一方当事者のみと接触する相談等

裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフロー・チャート

